地名散歩

第92回　上田・大田・八幡……読み方を迷ってしまう地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

私はかつて東京都日野市の大字上田という場所に住んでいた。本当は「かみだ」なのだが、電話などで住所を確認される場合はほぼ間違いなく「ウエダですね」と念を押されたものである。いつものことなので面倒な時はあえて否定しなかったが、誰もが読めそうな地名ではこういう場面が多い。

上田の読み方の多様性（うえだ・かみだ・うわだ・こうだ・じょうでん……）については以前に取り上げたことがあるが、同じ上の字がつく「上原」の地名はさらにバラエティに富んでいる。上も原も何通りかの読みが存在するためであるが、もちろん最多は「うえはら」。しかしこれ以外に「かみはら」が何か所もあり、原が濁る「うえばら」が千葉県と鳥取県に、「うわはら」と「うわばら」が数か所ずつ。このあたりが順当なところだが、その他は「かみばら」が撥音便化した「かんばら」が千葉県と石川県にある。

これに加えて原の字は九州では「はる（ばる）」と読むのがスタンダードなので、その類では福岡県久留米市の「かみはる」、長崎県佐世保市と熊本県芦北（あしきた）町の「うわばる」、福岡県みやこ町の「かんばる」という具合にバリエーションが多岐にわたる。小地名レベルを加えれば更に増えそうで、長野県の大町温泉郷すぐ近くの上原など、「うえ」でも「かみ」でもない「わっぱら」だ。ここは温泉施設「上原の湯」があり、本来は「うわっぱら」だったのが、いつの間にか冒頭の「う」が脱落したのだろう。これまで挙げただけで10種類。確実に読めそうな地名でも簡単ではない。

製鉄所の町として知られた八幡市（現北九州市八幡東区・八幡西区）。読みは正式には「やはた」だが、駅名はかつてYawataと読んだ可能性も？　1:200,000 地勢図「福岡」昭和34年修正

香川県三豊郡観音寺町（現観音寺市）。現在では市名・駅名とも「かんおんじ」だが、地形図のルビは旧仮名の「くわんおんじ」ではなく「かんのんじ」とある。1:50,000「観音寺」昭和3年修正

濁点のあるなしは意外に気にする人もいて、私は学生時代に静岡県出身の友人に富士川を「ふじがわ」と発音したら、わざわざ「フジカワだよ！」と訂正されてしまった。安倍川も濁らないが、こちらは「安倍川餅」で少しは発音の間違いが少ないかもしれない。人に聞いた話によれば、静岡県内の川の名前は、固有名詞部分に濁点が含まれている川は「かわ」と読み、清音だけであれば「がわ」と濁るという。なるほど「ふじ・かわ」「あべ・かわ」に対して「てんりゅう・がわ」「おおい・がわ」と法則は合っている。

アベといえば首相の安倍晋三さんも、おそらくこれまで何度も字を間違えられていると拝察するが、地名の「あべ」も安倍（鳥取県米子市ほか）の他に安部（三重県津市など）、阿部（千葉県袖ケ浦市他）と３種類あって、大阪の安倍野区や阿倍野橋（橋梁名）に対して近鉄の駅名が大阪阿部野橋であることは有名だ。そもそも日本の地名は明治頃まで「表記の揺れ」が大きく寛容であったので、濁点など本来は取るに足らないことかもしれない。そういえば、明治や大正の頃まではその「大阪市」の名でさえ公文書に堂々と「大坂市」と書かれているのを見たことがある。

濁点のあるなしといえば、ミカンで有名な和歌山県の有田市は「ありだ」である。清音で発音する人の方が多い印象だが、「ありた」といえば佐賀県の焼き物の町の方だ（有田町）。島根県大田市も「おおだ」と濁るのが正しいのだが、なかなか正しく読んでもらえないそうだ。思えば島根県の人口より多い東京都大田区は濁らないし、群馬県太田市のように濁らず点のついた「太田」もあるため、いろいろな間違いのパターンが生じてしまう。

遭遇して一見して迷ってしまうのは八幡である。『角川日本地名大辞典』の見出し（旧地名を含む）で最も多いのは「やわた」の51、次に「やはた」の27、３番目が「はちまん」の18であった。市区町村の名前でも製鉄所のある北九州市は「やはた」だが、京都府南部の淀川沿いは八幡（やわた）市である。滋賀県の方は近江八幡（おうみはちまん）市。他のバラエティとしては三重県名張（なばり）市の「やばた」、静岡県伊豆市の「はつま」が例外。後者は「はちまん」の転訛だろう。

このうち「やはた」と「やわた」は、歴史的仮名遣いではどちらも「やはた」であるため、新仮名遣いでどう表記するか決めた経緯は興味深いところだ。おそらく地元の人たちの発音を基に決めたのだろうが、日常会話を聞けばそれほど明瞭でなく、ヤハタと公称している町でさえ「やあた」のような発音もあり得るから、人知れず表記に悩んだ担当者もいるだろう。かの製鉄所を「ヤワタ」と発音する人も少なくないので、本来どちらでもよいのかもしれない。気になったので、大正６年（1917）に鉄道院が発行した『鉄道停車場一覧』（国立国会図書館デジタルコレクション蔵）で鹿児島本線の八幡駅を探してみたらローマ字表記も載っており、そこにはYawataと明記されていた。いつからYahataに変わったのだろうか。観音も「かんのん」と「かんおん」の読みが併存しているが、香川県観音寺市は「かんおんじ」。駅名も同様だが、同書によれば仮名が「くわんおんじ」にもかかわらず、ローマ字は「Kwannonji」だった。「n」が重なったのは単なる誤植だろうか。

だいぶ以前に大阪府柏原（かしわら）市と奈良県橿原（かしはら）市の違いを大和盆地出身の人に聞いたことがある。「うーん、どっちもカッシャラやなあ」という答えが返ってきた。あまり難しいことを言わず、緩く向き合うのがいいのかもしれない。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図·地名·鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア　空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士
CONTENTS
NO. 754
2019 November

地名散歩　今尾　恵介

03 地籍問題研究会
第25回定例研究会

07 月刊『測量』
「史跡さんぽ」取材同行記
「富岡製糸場」編

09 令和元年度・二年度　広報員紹介

10 土地の表示に関する登記の沿革（11）
都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事　新井　克美

14 第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告　その2

18 田舎館村田んぼアート「おしん」
青森会・弘前支部
青森県土地家屋調査士会　赤平　裕記

20 愛しき我が会、我が地元　Vol.69
愛知会／鹿児島会

23 会長レポート

25 会務日誌

27 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク　その時お役に立ちます！

28 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！
土地家屋調査士　調査情報保全活用
調査士カルテMap

32 公嘱協会情報　Vol.140

33 ちょうさし俳壇

34 ネットワーク50
福井会／秋田会／釧路会

37 編集後記

表紙写真
「麦秋」
第34回写真コンクール金賞
平野　肇●愛知会

この写真は、愛知県にあります矢作川から取水される明治用水広畔制水門（豊田市広美町）の傍らに佇む地蔵様風景です。
ここは、安城市、刈谷市への分水点であり、今ではパイプラインで暗渠化されて四季折々の市民の憩いの場所となっています。

地籍問題研究会
第25回定例研究会

日　時	令和元年７月13日（土）13：30～17：20
会　場	機械振興会館地下２階ホール（東京都・港区）
テーマ	変則型登記の現状と解消に向けて（変則型登記問題の一般論）
協　力	日本土地家屋調査士会連合会、東京土地家屋調査士会

はじめに

岡田康夫副代表幹事による主催者挨拶の後、趣旨説明として今回のテーマである「変則型登記の現状と解消に向けて」について説明があった。

今回の研究会では、変則型登記問題の一般論を主たるテーマとして、基調講演と３つの報告が行われましたので、下記のとおり報告します。

基調講演「権利能力なき社団の登記について」

報告者　藤原勇喜氏（当研究会監事）

所有者不明土地問題と変則型登記の解消の知識に併せ、「関係性のある権利能力なき社団の登記について」の説明と問題点についての講義が行われた。

権利能力なき社団とは、社団としての実態を備えているが、法人格を有さず権利義務の主体となることができない団体で、法令上の要件を満たしていないために法人としての登記ができないか、又は登記を行っていないため法人格を有しない団体のことである。

権利能力とは、私法上の権利義務の主体として私権を取得し、又は私法上の義務を負担することのできる能力である。社団は、法律によって人格を付与されない限り、単なる自然人の集合体にすぎず、それ自体は、法律上取引の主体とはなり得ない。しかし、権利能力なき社団が社団としての実態を有して社会経済活動を行っていることも否定できない。

権利能力なき社団の登記能力について、学説では、社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすること、信託を利用して登記することを許すという柔軟な考え方もある。判例によると、最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁、最判昭和47年6月2日民集26巻5号957項では、いずれも消極である。登記実務においても、昭和23年6月21日民甲第1897号法務省民事局長回答、昭和36年7月21日民三第625号法務省民事局第三課長回答

は、いずれも消極である。

社団の代表者個人名義で登記すると、その個人が勝手に処分してしまう、その個人が死亡した際に相続財産になってしまう、差押えの対象となってしまう等の不都合が生じる恐れがある。

地縁による団体の認可制度では、地方自治法第260条の2によると、地縁による団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うことになる。認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。一定の要件が備われば、認可された地縁団体となる。

一　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四　規約を定めていること。

地縁団体の認可申請と、地縁団体が所有する不動産の所有権の登記申請は、手続が煩雑であるという意見もある。認可状況としては、地縁団体数27万団体のうち、認可地縁団体は約5万団体である。

「所有者不明土地問題への法的対応」

報告者　松尾弘氏
（慶應義塾大学大学院法務研究科教授・
グローバル法研究所長）

所有者不明土地利用円滑化法による所有者不明土地とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお、その所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地のことをいう。所有者不明土地の問題としては、空き地・空き家、公有地管理、地籍調査

の進捗、災害対策、土地所有権放棄の可否等が問題点として挙げられる。

所有者不明土地問題をめぐる対応ガイドラインや法改正等には、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書――所有者不明私道への対応ガイドライン――」、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、森林経営管理法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律等がある。

所有者不明私道への対応ガイドラインでは、所有者不明の共有私道の円滑化を促進する目的で、私道が周辺の複数の宅地所有者によって共有されている場合や、私道が短冊状に分筆されて各部分を宅地所有者が所有している場合において、一部の共有者ないし所有者が不明であるために、道路の補修･舗装、側溝の設置・補修、上下水道管・ガス管等のライフラインの敷設、電柱の設置･移動等の共有物の使用･変更・管理・保存に関する基本ルールの解釈方法を提示している。

所有者不明土地に対する所有権等の取得等に関しては、不明採決の制度、特定所有者不明土地の取得等に関する説明、特定所有者不明土地の利用について地域福利増進事業の説明があった。

民事基本法制の再検討として、所有者不明土地の発生を予防する仕組みについて、不動産登記情報の更新を図る方策として、相続登記の申請を促進する方法が示され、登記申請の簡略化、登録免許税との関係調整、法定相続情報証明制度の運用、登記義務者の所在が知れない場合の時効取得を原因とする所有権移転登記手続の簡略化等が挙げられた。さらには、相続登記の義務化の検討、登記所による不動産登記

情報の更新を図る方策としては、登記簿と戸籍・住民票・固定資産税課税台帳・マイナンバー制度との情報連携による所有者等の特定の促進が挙げられた。

所有者不明土地の発生を抑制する方策としては、土地所有権等の放棄等に関する検討、遺産分割の促進に関する検討がされた。

発生してしまった所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みとしては、共有物の使用・変更・管理・保存行為に関する共有制度の見直し、不在者財産管理制度や相続財産管理制度等の財産管理制度の見直し、越境した枝の切除請求権等に関する相隣関係の再検討、認可地縁団体の登記能力の再検討が挙げられた。

土地法政策の今後の展望としては、土地所有をめぐる私人の権利・義務と、国家の権限・政務との調整が挙げられ、土地の財産権制約等に関する検討の重要性が述べられた。

「変則型登記の現状について」―「変則型登記対応マニュアル」

報告者　丸山晴広氏
（東京土地家屋調査士会理事）

丸山晴広氏からは、変則型登記の現状について、変則型登記対応マニュアルに沿って説明された。

真実の所有者の特定が困難な土地が全国に多数存在していることが法務省の調査で明らかにされた。令和元年5月24日に、変則型登記の解消等を目的とした「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が国会審議を経て公布されたところである。変則型登記の対応マニュアルは、土地家屋調査士の日常業務において変則型登記に接した場合に、会員が対応できるようにまとめられたものである。

変則型登記とは、所有者不明土地のうち、表題部所有者欄の氏名及び住所が不動産登記法上正しく登記記録に記録されていない登記のことをいう。法務省の調査から推定すると、全国に約200万筆の変則型登記の登記記録が存在する可能性がある。

変則型登記の類型としては、以下の6例に分類される。

1)　氏名のみが記録されているもの
2)　氏名としてA外何名と記録され、共同人名票が備え付けられているもの
3)　氏名としてA外何名と記録され、共同人名票が備え付けられていないもの
4)　村持などのような特殊な記録がされているもの
5)　不完全な住所が記録されているもの
6)　氏名及び住所が記録されていないもの

改正不適合等の登記所における資料調査や、戸籍、住民票、住宅地図、空中写真、行政が管理する図面等の登記所以外での資料調査に関する説明があり、現地調査については、変則型登記の土地の物理的な形状の調査、変則型登記の土地の利用状況や管理状況及び所有者についての聞き取り調査等の方法が説明された。その他、変則型登記の類型や、その発生要因は様々であることから、多角的な調査が必要になるとされた。

平成30年8月に変則型登記の処理事例を収集した結果179件の事例が寄せられた。変則型登記の類型としては、氏名のみの土地が最も多いことが分かった。土地家屋調査士が変則型登記に遭遇するのは、調査・測量を依頼された隣接地というケースが多いことが分かった。処理に要した期間としては3か月未満が多く、探索方法としては、地域や利用状況に応じて探索を行う必要があることから、隣接地主や官公署等からの聴き取り等様々な探索方法が示された。また、表題部所有者更正登記に添付した情報や、事件処理事例が示された。

「変則型登記の解消に向けて」

報告者　鈴木泰介氏
（日本土地家屋調査士会連合会副会長）

鈴木泰介氏からは、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の説明があった。

この法律の目的は、表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進することにある。

表題部所有者不明土地とは、所有権の登記がない一筆の土地のうち、表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものをいう。

所有者等の探索の開始は、登記官が登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者の探索を行う。登記官は、探索を行おうとするときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより公告をする。変則型登記がされた土地の分布状況や利用状況、今後の活用の見込みや公共事業の予定など様々な事情を考慮して探索を実施していくことが想定される。

登記官による調査、立入調査等に関する条文の説明、土地家屋調査士が着任する可能性が高い所有者等探索委員に関する説明、調査及び意見の提出等委員に必要な能力についての説明がされた。

所有者等の特定については、登記官は得られた情報の内容その他の事情を考慮して判断することになるが、所有者等を特定することができたものの、法人でない社団に属する場合など、不動産登記手続上の制約等によりそのままでは表題部所有者として登記することができない場合も想定される。

登記官は、所有者等の特定をしたときは、職権で、遅滞なく登記することとなり、法務省令で定めるところにより、その旨を公告する。

第三章からの所有者等特定不能土地の管理に関しては、変則型登記の所有者を特定できなかった場合に管理人を選任すること等の説明がされた。

変則型登記の所有者を探索し表題部所有者を登記すること(第1章、第2章、第6章)は、6か月を超えない範囲内で施行され、変則型登記の所有者を特定することができなかった場合に管理人を選任すること(第3章、第4章、第5章)は、1年6か月を超えない範囲で施行するものとしている。

質疑応答

質疑応答では、町内会で公民館を建てる際、認可地縁団体の申請が非常に大変だったとの報告があった。所有者不明土地の受入先に、認可地縁団体等の選択肢があるとの協議がされた。地方で発生している耕作放棄地等は、市町村等の受入れは難しいとの報告があった。その他、公告の在り方や財産権の在り方等の議論がなされた。

おわりに

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条によると、「登記官は、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うものとする。」(抜粋)、とある。質疑応答にもあったが、行政機関や隣接所有者等からの申出等によっても探索が開始する機会が増えれば、更に国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するものと考える。

表題部所有者不明土地の登記問題に限らず、登記における所有者情報の最新性を確保することは、登記制度の維持発展並びに国民経済の健全な発展のために、重要な課題といえる。

広報員　石瀬正毅(東京)

月刊『測量』

「史跡さんぽ」取材同行記

「富岡製糸場」編

群馬土地家屋調査士会富岡支部　支部長　　武藤政尚

2008年、富岡青年会議所のまちづくり系の委員長として、ほぼその年を富岡製糸場で過ごしました。富岡製糸場世界遺産推進活動のために。翌年から富岡製糸場へは立ち寄っていません。空白の10年間。思いがけない形で、再び富岡製糸場を訪れました。

2014年、群馬県にある富岡製糸場が世界遺産に登録され、街中が歓喜に包まれました。旧富岡製糸場と書かれた正門をくぐり抜けると、目の前には長さ104ｍ、幅12.3ｍ、高さ14.8ｍもある赤煉瓦の建物が広がり、これは木骨煉瓦造といわれ、煉瓦は瓦職人を招いて窯を築いて焼かれた歴史的な建造物であります。正式には「富岡製糸場と絹産業遺産群」で、近代養蚕農家の原型「田島弥平旧宅（伊勢崎市）」、養蚕技術の普及を担った民間の養蚕教育機関「高山社跡（藤岡市）」、低温環境で蚕種を貯蔵していた「荒船風穴（下仁田町）」の4つの資産で構成されています。

江戸時代末期、鎖国政策を変えた日本は外国と貿易を始めます。その当時最大の輸出品は生糸であり、生糸の輸出が急増したことにより需要が高まった結果、質の悪い生糸が大量に作られる粗製濫造問題が起き、そのため諸外国から生糸の品質改善の要求、外国資本による製糸工場の建設の要望が出されました。

明治維新後、富国強兵を目指した政府は、外貨獲得のため、生糸の品質改善・生産向上を急ぎましたが、当時の民間資本による工場建設は困難な状態であったため、洋式の操糸器械を備えた官営の模範工場を作ることを決めました。

この模範工場の基本的な考え方は主に3つあり、1つ目は洋式の製糸技術を導入すること、2つ目は外国人を指導者とすること、3つ目は全国から工女を募集し、伝習を終えた工女は出身地へ戻り、器械製糸の指導をすることでした。この考え方を基に雇い入れられたフランス人、ポール・ブリュナの指導の下、西洋の技術を取り入れた官営模範器械製糸場（富岡製糸場）が設立されたのです。

また、富岡製糸場の設立計画を担当した政府の役人の一人、尾高惇忠とポール・ブリュナが武蔵・上野・信濃の地域を調査し、5つの理由から富岡市が選定されました。1つ目は、富岡付近は養蚕が盛んで、生糸の原料である良質な繭が確保できること、2つ目は、工場建設に必要な広い土地が用意できること、3つ目は、製糸に必要な水が既存の用水を使って確保できること、4つ目は、蒸気機関の燃料である石炭が近くの高崎・吉井から採れること、5つ目は、外国人指導の工場建設に対して地元の人たちの同意が得られたこと、これらの様々な理由から富岡製糸場設立の地に富岡が選ばれました。

建設はフランス人指導者ポール・ブリュナの計画書を基に明治4年（1871年）から始まり、翌年の明治5年（1872年）7月に主な建造物が完成、10月4日には操業が開始されました。繭から生糸を採る操糸所では、全国から集まった伝習工女たちが働き、本格的な器械製糸が始まり、外国人指導者が去った明治9年以降は日本人だけで操業されていました。官営期を通しての経営は必ずしも黒字ばかりではありませんでしたが、高品質に重点を置いた生糸は海外で高く評価され、器械製糸の普及と技術者育成と

富岡製糸場の入口

東置繭所の外観

いう当初の目的が果たされた頃、官営工場の払下げの主旨により、明治26年(1893年)に三井家に払下げされました。明治35年(1902年)には原合名会社に譲渡され、御法川式多条操糸機による高品質生糸の大量生産や、蚕種の統一などで注目され、昭和13年(1938年)には株式会社富岡製糸所として独立しましたが、昭和14年(1939年)には日本最大の製糸会社であった片倉製糸紡績株式会社(現・片倉工業株式会社)に合併されました。第二次世界大戦後は自動操糸機が導入され長く製糸工場として活躍しましたが、日本の製糸業の衰退とともに昭和62年(1987年) 3月ついにその操業を停止し、操業停止後も片倉工業株式会社によってほとんどの建物は大切に保管管理されてきました。

創設当初に建てられた富岡製糸場の主要な建物は、木の骨組みに、煉瓦で壁を積み上げて造る「木骨煉瓦造」という西洋の建築方法で建てられましたが、屋根は日本瓦を利用するなど、日本と西洋の技術を見事に融合させた建物であります。「木骨煉瓦造」は、最初は横須賀製鉄所で導入された建築工法で、横須賀から富岡製糸場に伝わり、建造物の主要資材は石、木、煉瓦、瓦で構成され、鉄枠のガラス窓や観音開きのドアの蝶番などはフランスから輸入されました。中心となる材木は妙義山や吾妻の官林から調達し、小振りの材木は近くの山林から集められました。また、磁石となる石は連石山(現甘楽町)から切り出して造られ、煉瓦は、フランス人技術者が瓦職人に作り方を教え、福島町(現甘楽町福島)の笹森稲荷神社東側に窯を築き瓦とともに焼き上げました。煉瓦の目地には、モルタルの代わりに漆喰を使い、原料となる石炭は下仁田町青倉・栗山で調達し、煉瓦壁は、フランス積みで積まれています。

富岡製糸場の広い敷地内には幾つもの見どころがあり、操糸場はその中でも一番の広さを持つメインの施設です。工場に勤めていた工女たちが、繭から糸を取り出す作業をしていたところであり、左右に操糸機が置かれていて、建物の奥行きがあり、その広さにはどこまでも同じ景色が続いているかのように感じられます。当時は300人もの工女が一列に並んで働いていて、そのため、建物内部には当時のヨーロッパでも新しい技術といわれる「トラス構造」という建築工法が使われ、柱のない空間が保たれています。また、ブリュナ館は指導者として明治政府に雇われたフランス人ポール・ブリュナが住まいとしていた建物です。ブリュナの年俸は、当時の総理大臣と同じくらいだったようで、320坪もの広さから当時の優雅な暮らしが想像できます。建物は高床で廊下風のベランダがあり、風通しのよい造りになっていて、館には桜の木が寄り添っています。秋は紅葉も美しく、ブリュナも日本の四季を楽しんでいたのかもしれません。

現在、富岡製糸場は、富岡市が所有し保存修理や整備活用等の管理を行っています。活用の一環として一般公開をしており、富岡製糸場の歴史や価値を伝え、貴重な遺産として後世へ残すことの意義を理解してもらうことを目的としています。富岡製糸場の見学は外観見学が中心であり、外観をみてもらうだけでは115年間の操業の歴史や産業遺産としての価値が分かりにくいことから、解説員によるガイドツアーや音声ガイド機による解説案内を行っています。訪れた際はガイドツアーによる案内がお勧めです。保存修理及び整備活用については、2008年と2012年に策定した保存管理計画及び整備活用計画を基に、専門家からなる委員会の指導助言を受け、関係機関と協議しながら今後30年計画で保存修理に併せて整備活用を行っていく予定です。富岡製糸場は日本初の器械製糸として立派に現在まで残されているだけでなく、当時から現在まで続く市民からの温かい協力も魅力の一つであります。

繰糸所の内部

繰糸所の内部(天井部分)

土地家屋調査士会富岡支部と甘楽富岡の司法書士

令和元年度・二年度 広報員紹介

毎月お手元に届く会報『土地家屋調査士』は、会員の皆様に各種情報を伝達、周知を目的として、広報部事業の一つとして発行しております。

全国に発信されるべき各土地家屋調査士会の情報や、今後取り上げてほしいテーマ、また、土地家屋調査士制度の広報に関するご意見やご要望等を、連合会広報部役員又は各広報員にご一報いただきたく、ここに新たに就任された広報員6名を紹介いたします。今後も広報部では、会員が求める、会員に愛される会報誌の編集・発行に精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

石瀬　正毅（東京会）

広報員として委嘱されました東京会の石瀬です。今期で二期目となります。全国の皆様に、研修会等の情報を分かりやすく紙面でお伝えしたいと思います。二年間よろしくお願いいたします。

田村　佳章（神奈川会）

世は人口減少時代へ突入しました。令和新時代は、空き家や所有者不明土地の問題等、情勢も大きく変化しています。有意義な情報を会員の皆さんに提供するのが私の広報員としての役目だと思っております。

上杉　和子（三重会）

何より会員の皆様が必要な情報をタイムリーに掲載する紙面を目指し、のびやかに、きめ細やかに、愛情を持って会報の編集発行に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井　十章（兵庫会）

近畿地方を中心とした地域及び海外での動向などを情報収集するとともに、最新技術や高齢化している土地家屋調査士業務などの対策などを取材していきたいと思います。

渡部　宏（福島会）

広報員に委嘱された福島会の渡部宏です。東北ブロックへ（北海道ブロックにも）取材に行きますので、お邪魔したときは、「だんじゃ、おめー」とは言わないで、優しくしていただくよう、よろしくお願いいたします。

小野　勇（愛媛会）

土地家屋調査士歴27年、連合会理事を二期、広報員は二回目です。「全国大会 in Kyoto」や「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」などにも関与しました。経験を生かして尽力いたしますのでよろしくお願いします。

土地の表示に関する登記の沿革(11)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井　克美

第９　戦後の表示登記の沿革

4　登記所における土地台帳事務の取扱い

続きから((1)及び(2)は、会報10月号(No.753)に掲載)

(3)地積測量図の取扱い

ア　税務署時代(地租条例)

a　田畑の地価を修正するための田畑地価修正法(明治31年法律第31号)の施行及び市街宅地と郡村宅地の組換えを行うための宅地組換法(明治32年法律第62号)の施行等を受けて、地租条例施行規則(明治32年勅令第111号)が公布された。

地租条例施行規則は、土地台帳に関する手続について次のとおり定めた。

①　土地には、番号を付し、毎筆ごとに地価を定めること(1条)。

②　一筆の土地の一部が、別地目となったとき、所有者を異にするとき、質権の目的となったとき等には分割すること(2条)。

③　土地の分合筆をするとき等は、その所有者は、届出書を提出し、地価の設定又は修正を要するときは測量図を添付すること(15条)。

b　地租条例施行規則の施行に伴い、地租条例施行上取扱方(明治32年4月10日大蔵省訓令秘第349号)が内訓され、分筆登録後の各土地の地価の分配方法について、「一筆ノ土地ヲ分割シテ数筆ト為シタルトキハ各筆ノ地位等級ニ応シ分割前ノ地価ヲ分配シテ其ノ地価ト為スモノトス」(9条)と定められた。

c　地租事務取扱心得書(明治42年9月22日東京税務監督局長訓甲第55号)は、地租に関する申告書の提出があった場合、実地検査を要するものとして、分筆を掲げているが、地価配分を不相当とするものに限る、としていた(6条26号)。

そして、地租事務規程(大正3年3月28日東京税務監督局長訓令第20号)は、地価の算出は、前掲地租条例施行上取扱方内訓のほか、「分筆地ノ地価ハ分筆地各筆ノ地位同一ナルトキハ分割前ノ地価ヲ反別又ハ坪数ニ応シテ分配シ増減ヲ生セシメサルモノトス」と定めた(25条2号前段本文)。

d　前掲大正3年地租事務規程第29条は、「分筆地ノ反別ハ分筆地ノ一方ヲ測量シ其ノ反別ヲ元反別ヨリ控除シ残反別ヲ以テ他ノ反別トス但シ分筆地ノ各筆ヲ測量シタル場合ニ於テハ其ノ測量反別ヲ以テ各筆ノ反別トス」と規定し、分筆後の各土地の地積の算出方法は、原則として残地計算による旨を定めていた。

そして、同事務規程第30条は、「前条但書ノ場合ニハ分筆届ニ測量図ヲ添付セシムヘシ」と規定し、全筆測量した場合には分筆申告書に測量図を添付すべき取扱いであった。

イ　税務署時代(地租法)

a　地租条例(明治17年太政官布告第7号)における地租に関する課税標準は地価であった。政府は、大正15年、地租の課税標準を従来の地価から賃貸価格に改める方針を採り、土地賃貸価格調査法(大正15年法律第45号)を公布し、同年4月から、税務機関の総力を挙げて全国の土地について賃貸価格の調査を開始した。全国の賃貸価格の決定を待って、地租法(昭和6年法律第28号)が公布され、4月1日から施行された。

b　地租法は、分筆後の土地の地積は測量により定めること(31条)、そして、分筆をしたときは、分筆登録後の各土地の品位及び情況に応じて、分筆登録前の賃貸価格を配分し、分筆登録後の各土地の賃貸価格を定めることを規定した(32条)。

c　地租法の公布に伴って制定された地租法施行規則(昭和6年勅令第47号)第6条第2項は、分筆の申告書には地積測量図を添付することを規定した。

しかし、地租事務規程(昭和10年8月1日東京税務監督局訓令第6号)第55条は、次のように規定し、地積測量図添付の省略を認めていた。

①　地積に増減がある場合は測量図を添付するこ

と(1号)。

② 地積に増減のない場合は地形図を添付し、必要と認める場合は測量図を添付すること(2号)。

③ 地形図には分筆境界点に対して屈曲点を起点として間数を記入すること(3号)。

そして、前掲昭和10年地租事務規程第16条第14号は、分筆後の各筆の土地の地位及び情況を異にする分筆の土地台帳の登録をする場合は、実地検査すべき旨を定めていた。

d また、同事務規程第56条本文は、「分筆地ノ地積ハ一方ヲ測量シテ之ヲ原地ノ地積ヨリ控除シタルモノヲ以テ他ノ一方ノ地積ト為スモ妨ケナシ」と規定し、残地計算を認めていた。

ウ 税務署時代(土地台帳法)

a 昭和21年、戦後における国民経済の推移、国民生活の実情並びに中央及び地方の財政事情等に鑑み、税制の根本改革を図るため、地租、家屋等は地方に移譲して府県税となった。しかし、地租及び家屋の課税標準となる賃貸価格の適正均衡を図るとともに、土地及び家屋の状況を国において明確に把握するため、従前どおり、税務署に土地台帳及び家屋台帳を備え、土地及び家屋に関し必要な事項の登録を行うこととし、土地台帳法(昭和22年法律第30号)が公布された。

b 土地台帳法は、分筆をしたときは測量して各筆の地積を定めること(29条1項)、そして、分筆をしたときは、分筆登録後の各土地の品位及び情況に応じて、分筆登録前の賃貸価格を配分し、その賃貸価格を定めることを規定した(30条1項)。

c 土地台帳法の施行に伴って制定された土地台帳法施行規則(昭和22年勅令第113号)第8条第2項は、分筆の申告書を提出しようとする場合においては、当該申告書に地積測量図を添付すべき旨を規定した。

d 土地台帳法施行時における税務署の分筆の申告における地積測量図の取扱いは明らかではないが、登記所移管後における地積測量図の取扱いと同様であったものと推察される。

エ 課税台帳における分筆登録と地積測量図の取扱い

a 前述のとおり、税務署当時においては、法令において、分筆の申告書には地積測量図を添付すべき旨を定めていた。

しかし、分筆登録後、地積に増減のない場合は原則として地積測量図の提出の省略が認められており、実施調査も要しない取扱いであった。

また、分筆登録における地積の定め方について、残地計算を認めていた。

b 税務署当時における土地台帳は、土地の物理的状況を明らかにするための「地籍簿」であり、しかも、不動産登記簿の基礎となっていた。しかし、一方、土地台帳は、地租徴収のための課税台帳として位置づけを有するものであり、その主目的は「課税標準価格」の把握にあり、「地積」は、「地目」と同様に、課税対象土地の地価又は賃貸価格を決定するという意味で、重要な基準であった。

c しかし、税務署における課税台帳の事務処理の上で、分筆登録の最重要関心事は、分筆の土地台帳登録によって、分筆後の各土地の区画や形状、地積がどうなるかということよりも、分筆の登録によって課税標準価格がどのような影響があるかであった(注)。

このため、地積測量図は、法令上、分筆等の申告をする場合に提出すべきものとされていたが、課税標準を決定する上で重要な地積に増減がない場合には提出を省略し、分筆境界点に対して屈曲点を起点として間数を記入した地形図を提出する運用がされていたものと考えられる。

d また、分筆申告書に、残地計算の方法による地積測量図が提出された場合、税務署では、土地台帳上において分筆登録の前後に地積の変動がないのであるから、地目変更等特段の事情の変更がない限り課税標準価格に影響がないため、現地調査をすることなく、分筆に伴う土地台帳事務を迅速に処理することが可能となる。

一方、申告者においても、一筆の土地の一部を売却する場合、売主は、当該売却する土地部分について測量を要するが、その余の土地以外の部分については測量する必要はないので、売却する土地部分のみを測量し、その余の土地部分は差引計算の方法によって作成した地積測量図を提出すれば足りるのである。

e 土地台帳事務における地積測量図は、土地台帳に登録する地積が正しいものであるか(面積積算機能)を明らかにするために提出を求めるものであって、現地における登録地の区画、範囲(筆界)を明らかにするために提出するものでなかった。したがって、地積測量図は、永久保存とする必要はなく、土地台帳に地積を登録した後は、一定期間経過後に、申告書とともに廃棄した。

(注) 新谷正夫元民事局長は、「……不動産の台帳

登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(3)」(登記インターネット2巻8号17ページ)において、「税務署は税金をとればいいと言うことで、台帳が正確であるかどうかと言うことは、あまり考えていなかったらしいですよ。」と述べている。

オ　登記所時代

(ア)分筆申告書に地積測量図の添付省略

a　登記所移管時に制定された土地台帳法施行細則(昭和25年法務府令第88号)第12条第2項は、新たに土地台帳に登録すべき土地に関する申告書若しくは分筆の申告書又は地積に異動のある申告書には、地積測量図を添付すべき旨を定めていた。

b　しかし、土地台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達)第64第1項は、税務署時代における地積測量図の便宜的取扱いを踏襲して、「分筆の申告をする場合において、土地台帳の地積に増減がないときは、地積の測量図に代えて、分筆境界点に対し屈曲点を起点とした間尺を記載した地形図を提出させてもさしつかえないものとする。但し、登記官吏において地積の測量図を提出させる必要があると認めるときは、この限りでない。」と規定し、分筆の申告書には、原則として、土地台帳の地積に増減がないときは、地積測量図に代えて、地形図を提出させても差し支えない旨を規定していた。

(イ)　分筆申告書に添付する地積測量図の作成方法

a　前掲土地台帳事務取扱要領第9は、「分筆地の地積を定めるには、その一方の地積を測量し、これを原地の地積から控除した残部をもって他の一方の地積とすることができる。」と規定し、税務署当時における残地計算の取扱いを踏襲した。

b　そして、表示に関する登記制度の創設後においても、分筆の申告手続における残地計算の方法による地積測量図の便宜的作成の取扱いは踏襲された(注1)。すなわち、不動産登記事務取扱手続準則(昭和37年4月20日民事甲第1175号)第106条は、「分筆の登記の申請書には、分割前の土地を図示し、分割線を明らかにした分割後の土地の地積の測量図を添付するものとする。ただし、分割後の土地のうち1筆については、必ずしも求積及びその方法を明らかにすることを要しない。」と規定した。

そして、この取扱いは、次に掲げるとおり、その後の同準則の全面改正においても維持されてきた。

①　昭和37年4月20日民事甲第1175号の第106条
②　昭和38年4月14日民事甲第931号の第109条
③　昭和46年3月15日民事甲第557号の第112条
④　昭和52年9月3日民三第4473号の第123条

c　現在は、「分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地を図示し、分筆線を明らかにして分筆後の各土地を表示し、これに符号を付さなければならない。」(不登規則78条)との規定を受けて、「分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から第7号までに掲げる事項(同項第5号の地積を除く。)を記録することを便宜省略して差し支えない。」と規定されている(不登準則72条2項)。

d　土地台帳等を税務署から登記所に移管するための土地台帳法等の一部を改正する法律(昭和25年法律第227号)は、土地等台帳事務の移管に必要な最小限度のものにとどめられ、土地台帳等制度(表示に関する登記制度)の根本的な改正は後日に委ねられた(注2)。分筆の登記を申請するために提供する地積測量図の作成方法が、課税台帳当時における便宜的取扱いを廃止し、分筆後の土地の範囲を明確にするための地積測量図の作成方法に改めるために50年以上期間を要した。国民に新たな負担を求める制度改革は、時間がかかるのである。

e　土地に関する申告書及びその附属書類は、土地申告書類等つづり込帳につづり込み(前掲土地台帳事務取扱要領第25第1項)、10年間保存した(同要領第21第2項)。分筆の申告書に添付された地積測量図は、10年後に、申告書とともに廃棄された。

(注1)　香川保一元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(3)」(登記インターネット2巻8号34ページ)において、「それは確かに地籍簿というか、そういったことを初めから厳格に貫くということは、考えていなかったのです。つまり、そう言ったら悪いのですが、土地家屋調査士制度が25年にできたのだけれども、調査士さんの全国的な平均能力というか、そういうものはまだまだ本来の専門家としての水準まで来ていない方やそれを審査する方の登記所

だってそうなのです。しかも、表示に関する登記というものは義務付けていますから、どうしてもそのための費用はそうそう高くしたのでは、国民が協力をしないであろうというようなことでいちばん端的に最初の準則あたりに出てくるのは、分筆の場合でも、残地のほうは測量しなくてもいいことになっているわけです。あれなどはまさにその妥協なのです。だから、考えてみれば、分筆するときに、残地のほうは測量しなくてもいいというのは、ちょっと専門的なことからいったらおかしなことなのです。不合理なことに決まっているのだけれども、売るほうの土地だけはちゃんとしないと取引はできないからというふうなことで妥協してしまったのです。

だから、双方の実力がちゃんとついてきて、国民のほうもそういった意識がはっきりしてくれば、そういった点はやはり改正していっていいと思うのです。それは徐々に充実させていくということで、理想的な姿から言えば初めからなっていないといわれればそのとおりなのですけれども、それはやむを得ない。土地家屋調査士法が昭和25年にできて、とにかくあまり厳格なことを登記の面から要求してもついてくれないだろうということになるのですが、しかしもう今日はそんなことをいっていられないでしょうね。」と述べている。

(注2)　新谷正夫・川島一郎「改訂土地家屋台帳法解説(復刻)」6ページ

(4) 地積の誤謬訂正の取扱い

ア　税務署当時

a　税務署当時、土地台帳の地積訂正又は地図訂正の申告を行う場合は、申告書に接続地地主の承諾書を添付する取扱いであった。すなわち、地租事務規程(大正3年3月28日東京税務監督局長訓令第20号)は、丈量又は地図誤謬訂正願書には、接続地地主の連署若しくは承諾書を添付させ、また、国有地、御料地、公有地等に接続する場合は関係官公署に交渉の上、処理する旨を定めていた(48条)。

そして、前掲地租事務規程は、丈量検査について、国有地・御料地の接続地の地積増加が比較的多い場合又は境界不明である場合、及び他人の所有地に接続する土地の境界不明である場合は、関係官庁に交渉し、又は隣接地所有者の立会を求めて丈量検査を行う旨を定めていた(59条6号)。

b　地租事務規程(昭和10年8月1日東京税務監督局訓令第6号)は、地積の誤謬訂正に関する申告手続について、次のとおり定めていた。

①　他人所有地(国有地、御料地等を含む。)に接続する場合は、申告書に、接続地所有者の連署を受けるか承諾書を添付させ、あるいは関係官公署に照会する等により、その異議のないことを確認すること(165条1号)。

②　接続地所有者の連署又は承諾書を得られない場合は、その理由書を添付させ、検査に際しては接続地所有者の立会を求めて処理すること(同条2号)。

c　そして、丈量検査について、次のとおり定めていた。

①　土地検査に当たって、目的土地の所在が明らかでない場合は、近傍地の地押調査を行って確認すること(176条)。

②　検査すべき土地の境界について隣接地所有者に異議がある場合又は係争中の場合は、地図その他の利用状況に照らして相当と認めるところによって検査を行い、当該書類の余白にその事由を記述して、検査員が押印捺印すること(177条)。

イ　登記所当時

a　登記所移管後の土地台帳の事務処理手続を定めた前掲土地台帳事務取扱要領第71は、税務署時代の手続を踏襲し、地積訂正の申告書には、当該土地が他人の所有地(国有地を含む。)に接続するときは、接続地所有者の連署を受けさせるか又はその者の承諾書を添附させ、もし接続地所有者の連署又は承諾書が得られないときは、その理由を記載した書面を添附させる旨を定めていた。

b　旧不動産登記法第81条第2項は、「……地積ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量図ヲ添附スルコトヲ要ス」と規定し、隣接地所有者の承諾書の添付は不要である。しかし、実務においては、地積の更正の登記申請書には、事実上、承諾書(印鑑証明書付き)を添付する運用が行われていた。これは、土地台帳時代の取扱いが踏襲されたこと、隣接地所有者が当該申請に承諾していることは当該申請が正しい筆界に基づいたものであることが推認されること、承諾書の提出によって登記官が実地調査を省略することが可能となり、早期の登記処理が期待できること等が考慮されたものであろう。

第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告　その2

新元号になって最初の「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が令和元年7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心に全国の土地家屋調査士会で実施されました。

各ブロック協議会を代表して下記の土地家屋調査士会から寄稿いただきましたので、当日の模様や相談会周知への取組などを2回にわたり掲載いたします。

新潟会、兵庫会、岐阜会、岡山会、大分会、福島会、旭川会、徳島会

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

「全国一斉不動産表示登記無料相談会について」

新潟県土地家屋調査士会
広報部長　後藤　唯喜

令和元年7月31日(水)、午前10時から午後2時30分、新潟県土地家屋調査士会館において「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を開催いたしました。

事前に、法務局本局、各支局及び各支部に無料相談会のポスターを配布し掲示を依頼。また、県内各自治体にも同様にポスターを配布し掲示をお願いしました。さらに、県内の報道機関にも無料相談会のPRのご協力をお願いしました。

当日の相談件数は来館での相談が3件、電話相談が1件です。

相談内容の概要について

1、過去に隣接土地所有者との境界確認をし、土地家屋調査士作成の現況実測図があるが、市道との立会確認はない。今後売買等土地を処分する場合に支障があるか。

2、隣接地の構造物が一部越境しているので、どのように対処したらよいか。

3、(亡)義父名義の不動産(県外)についての相続登記手続についての相談

4、電話相談：土地の合筆登記について(合筆制限)の相談

以上について、法務局職員1名、当会会長、及び理事並びに境界センター運営委員(理事兼務)の合計6名で対応させていただきました。

新潟県民の我々土地家屋調査士に対する認知度が低いのか、不動産に関しトラブルが少ないのか、県民の方々が日常生活において特段支障がないものと、捉えてよいのでしょうか。

また、常時受け付けている電話での無料相談の件数も本年度は7月末までで30件と、単純に計算すると週に1件の割合となっており、若干寂しい気もします。

本年度の相談会は平日開催のせいもあるのか相談件数が少ないように思われます。昨年度も5、6件くらいかと記憶しております。来年度以降の課題としまして新潟会として検討したいと思います。

全国一斉の無料相談会とは別に、8月18日(日)、上杉謙信で知られる上越(支部)の2会場において無

料の相談会を開催いたしました。

上越会場での相談件数は6件、妙高会場は1件、電話での相談件数1件でした。相談内容は土地に関する相談が5件、建物の登記に関する相談が2件です。こちらは上越支部会員の方々に対応していただきました。本会開催より盛況のようでした。

最後に新潟会の広報活動の一環として、毎年9月23日の秋分の日に地元紙(新潟日報)に有志会員及び公嘱協会の協力を得て名簿を掲載させていただいております。本年度は会員数(法人会員含む。)334名に対し159名と約半数の方々より賛同をいただき掲載する運びとなりました。

「全国一斉不動産表示登記無料相談会について」

福島県土地家屋調査士会
広報部長　渡部　宏

今年度、二年間務めた総務部長から広報部長へと降格(ネタです)になりました。降格といっても、会長の熱の入れ方が半端なく、いろいろ行事も多いので、取りあえず2年間走り抜きたいと思います。この2年間で大人の方から子どもまで一人でも多くの方に「土地家屋調査士」を知っていただくよう活動していきたいと思います。

さて、先日、全国一斉不動産表示登記無料相談会ということで、県内6か所、福島市は「コラッセふくしま」、郡山市は「郡山市中央公民館」、会津若松市は「勤教コミュニティーセンター」、白河市は「高山コミュニティーセンター」、いわき市は「いわき市社会福祉センター」、相馬市は「相馬市総合福祉センター」で開催されました。

開催に当たり、ポスターとチラシを作成し地元の新聞社3社へ告知のため、挨拶に伺いました。これについては、相談会開催の数日前に新聞掲載していただきました。ポスターについては56枚作成し、法務局への掲示をお願いし、関係士業へ配布しました。チラシについては約600枚作成し、これも法務局、各支局へ500枚配布し、残りを報道機関や記者クラブへ配布しました。また、昨年から地元FMラジオへCMをお願いしているご厚意により、相談会の前日に60秒のCMを流していただきました。

「さて、県民の皆さん、福島県土地家屋調査士会より耳よりなお知らせがあります。福島県土地家屋調査士会では、7月28日、今度の日曜日に福島地方法務局協力の下、全国一斉不動産表示登記無料相談会を県内6か所で開催いたします。土地境界のことで悩んでいませんか？土地建物の法律と技術のスペシャリストが無料で相談に乗ります。土地や建物の表題登記、測量に関する相談、土地の境界をめぐってのお隣とのトラブルなど土地家屋調査士が解決に向けてのお手伝いをさせていただきますので、皆様、お気軽にご相談ください。ご予約は不要です。詳しくは、福島県土地家屋調査士会のホームページをご覧ください。」と、こんな内容で放送していただきました。

相談内容については、名義人が亡くなり、相続が関係した未登記建物の登記や、長年にわたるお隣との境界についての相談がありました。まあ、中には相談マニアなのか、いろいろ関連する問題を提起して、1時間30分も話をされている方もおりましたが…。

学生の夏休み期間中、天気も良く地区によっては、地元のイベントやお祭りと日程が重なってしまい、また、広報がよくなかったのか、多くの相談者が来場したということはなかったので、非常に残念でした。

ここで、広報部の担当も替わったことだし、無料相談会の在り方も変わっていいかと思います。

例えば、会場についてですが、多くが公的な箇所で開催されました。過去には、法務局の中で行ったときもありました。

無料相談会を広報のチャンスと考え方を変えて、人の多く集まる場所、例えば、ショッピングモールの中、駅の中、観光地で開催してはどうでしょうか？そこで、チ

ラシや興味がある方へ名簿を配布したり、旗を立ててみたり、おもいっきり「土地家屋調査士」をアピールするのはどうでしょうか？

プライバシーが保たれないので、相談件数は伸びないかもしれませんが、「広報」としては目的が達成できると思います。そのときに配布したチラシや名簿がその後のお仕事へつながると思います。

まずは、知名度がアップしなければ、相談件数も仕事の受注も上昇しないと思います。このことは、役員さんと協力して、在任中に改革を行いたいと思います。これをご覧になった各会の広報部の方も一緒にどうでしょうか？

「岡山県の不動産表示登記無料相談会」

岡山県土地家屋調査士会
広報部長　大森　昭英

岡山県土地家屋調査士会では、「土地家屋調査士の日」である7月31日と翌日の8月1日の二日間、当会会員のみならず司法書士会の協力も得て、県内の18もの会場で「不動産表示登記無料相談会」を開催することができました。

相談総件数は39件であり、会場数で平均すると約2.16件とやや寂しい印象ではありますが、相談内容としてはそれぞれに深刻なものであったと手元に集まった相談票を見て想像します。

私自身も岡山市役所での相談員を務めさせていただいたのですが、私が対応させていただいたお二人の方はどちらも席に着くなり堰を切ったように話し始めたので、やはり不動産に関するお悩みをお持ちの方は相当に深刻な状況の方が多いのだと感じました。

二日間の相談会を終え、私の感じた今後の課題を列挙させていただきます。

・開催日について

今年も昨年同様猛暑でした。相談に来られる方々は高齢の方が多く、自家用車ではなく公共の交通機関を利用される方も多いと思います。予算の都合もありますが、真夏であればより人の集まりやすい駅の地下街の一角、地区の商業施設の一角を利用する等といったように会場のことも含めて再度検討してみるべきだと思いました。

相談者の年齢層が比較的高いのは、不動産の所有者の多くが高齢の方であるということとともに、お仕事をされている方が相談に来ることが難しい平日開催であったということも一因としてあると思います。

・事前の告知活動について

「登記相談を何で知りましたか」というアンケートの結果を見ますと、最も多かったのが「市町村発行誌」であり、その次に多かったのが「新聞」でした。

これはもちろん地域差はあると思いますし、年齢層にもよるのだと思います。そして上記の理由により、知ってはいたが諸般の事情により来ることができなかった、という方たちも相当数いたことと思います。

広報部として力を入れていた「ラジオスポット放送」を聞いて来たという方は、残念ながら0人でした。

・「表示登記」を明記することについて

今回の無料相談会が「土地家屋調査士に相談できるから行ってみよう」という理由で相談に来られた方は一体どのくらいいるのだろうか？もしかしたら「表示登記」の文字を入れたことがかえって間口を狭くしているのではないだろうか？という疑問が湧きました。

広く他士業の協力も求め「不動産無料相談会」として開催した方が、そして、その中で土地家屋調査士で対応できる相談を受けた方が、相談に来られる方々にとっても利便性が高く、「そもそも誰に相談すべきことなのか分からない」といったお悩みにも対応できるので、より良いのではないかと思いました。

不動産が負動産と呼ばれるような時代です。相談会で「あぁ、それならば境界の確定作業をして面積を正す登記と地図の訂正の手続をすれば解決できますよ」と言ったところで、「あの土地にそんなにもお金は掛けられない」といった答えも多く聞かれます。

しかしながら、相談に来られる方々の私たちに対する期待は大きいと感じずにはいられません。相

談が終わって「とても参考になったわ」と言って幾分スッキリとした面持ちで帰って行かれる方を見ると改めて自分たちの存在意義というものを感じることができ、また明日からも頑張ろうという前向きな気持ちになれます。

「土地家屋調査士会が行う無料の相談」

大分県土地家屋調査士会
広報部長　重石　光將

私は大分会別府支部で登録しています、開業10年目の中年土地家屋調査士です。「全国一斉不動産表示登記無料相談会」には、これまでに三度、地元別府市で参加させていただきました。別府支部では、会場として市役所1階総合案内のすぐ横のスペースに、テーブル及び椅子もお借りして、午前3人、午後3人の交替制で対応しています。広告の方法としては、市役所にポスターを掲示させてもらい、市報に掲載してもらえたり、もらえなかったりです。

最初の参加は開業した年で、右も左も分からない新米土地家屋調査士に何を相談されるのかと非常に不安を感じ、取りあえず本を4、5冊持参して臨んだことを覚えています。結果としては、権利に関する相談が1件と、表示に関する相談が2件くらいで、内容は覚えていませんが、本を開くこともなくその日の担当時間を終えました。二度目は気休めに1冊だけ本を鞄に忍ばせて臨みましたが、権利に関する相談を1件受けたくらいでした。三度目は今年の7月31日に久しぶりに参加してきました。今年は手ぶらで臨みましたが、ついに1件も相談のないまま担当した午前の時間を終えました。別府市では午前中に相談者が多い傾向があり、寄稿依頼の件もありましたので、午前中に参加して、なんなら全部対応するくらいの勢いで臨みましたが、思惑は完全に外れてしまいました。

私はADRの相談員もしていますが、始動した頃は相談センターとなる土地家屋調査士会からの電話に思わず構えるほど殺到していた相談も、年々減少し、最近はたまに掛かる土地家屋調査士会からの電話に完全に無防備で、「相談センターですが」と言われる言葉がむしろ懐かしいくらいです。

一方で、「全国一斉！法務局休日相談所」に過去に一度参加したのですが、すごい大盛況で、昨年参加した先生に今の状況を聞いてみましたが、やはり大盛況だったとのことでした。広告の方法も全く違うと思いますが、天と地ほどある知名度と信頼度の差が、相談者に大きく影響しているのだろうと推察します。加えて10月の日曜日という日取りもよく、対応できる相談の内容が法務局の業務全般と幅広い上、興味が湧く講演会も同時開催と、掛ける予算も時間も比較になりません。そしてはっきりしたことは、今も世の中には不動産について疑問や不安がある人は確実にいるということです。

法務局休日相談所は、場所が大分市の1か所の上、予約制なので、相談できない人もいると思います。一方で無料相談会は各支部で行う身近さと、突然来てもその場で相談できる気軽さがあります。しかし、不動産表示登記及び境界に関する相談にしっかり対応できるのであれば、今回別府市で私が担当した時間の相談件数は0件でしたが、県全体では必ず意義のあるものだったと思います。またADRとは違い、公共の場で面談するという安心感もプラスになっているのではないでしょうか。とはいえ、ADR相談センターについても、始動時に比べれば件数は減っていますが、通年ある程度一定の件数があり、各相談員が臨機に個別の相談に応じ、必要なら現地に赴ける機動力は、無料相談会とはまた別の必要性があると思います。

できる範囲で、できる形を地道に続けていくことはとても大事だと考えます。ただ無料相談会を行う以上は、より意義のあるものにしたいと誰しもが思うことであり、やはり土地家屋調査士の知名度と、それに伴う信頼度の向上が必要不可欠だと思うばかりです。

再放送!!

田舎館村田んぼアート「おしん」
青森会・弘前支部

青森県土地家屋調査士会　　赤平　裕記

■おしん「再放送」!!

連続テレビ小説といえば、「なつぞら」「ちりとてちん」「どんと晴れ」「純ちゃんの応援歌」「ひまわり」などなど数々の名作が思い出される。

その中でも代表的なドラマは何といっても「おしん」であろう。誰もが知っている「おしん」は、今年4月からNHK BSプレミアムで再放送されているが、なんと、青森県田舎館村の田んぼにも「再放送」されたのだ。

©NHK

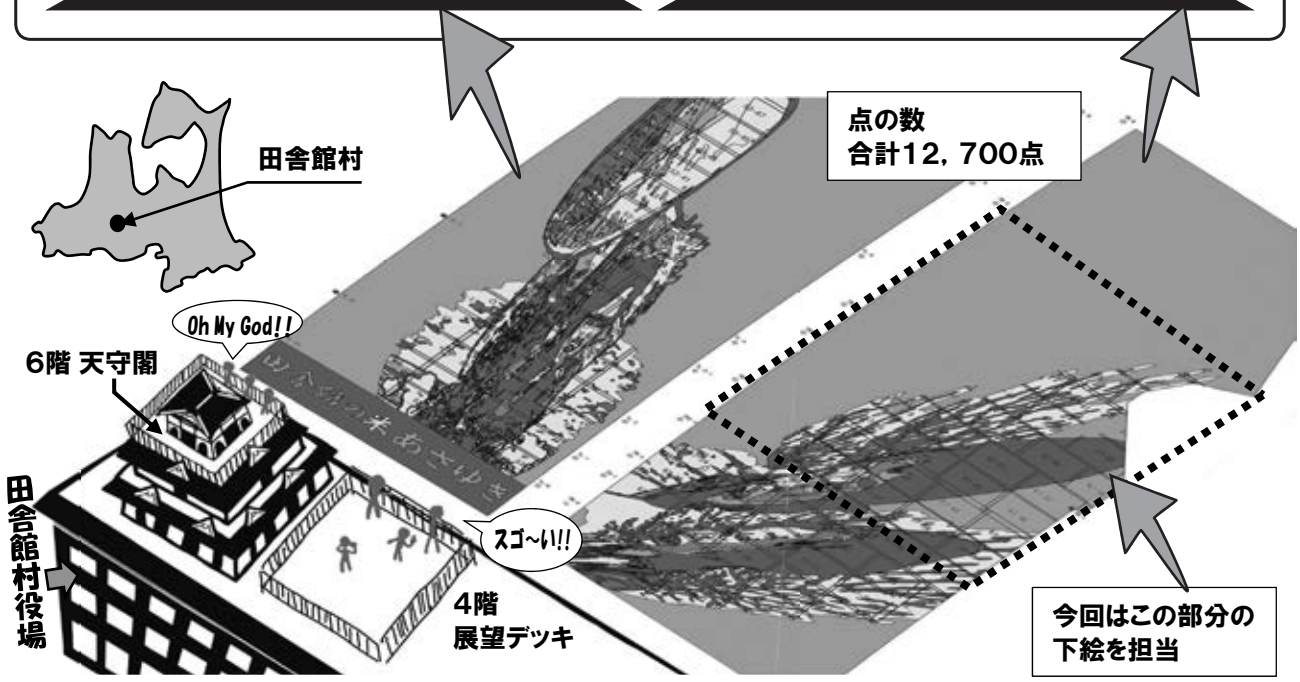

◆連続テレビ小説「おしん」はNHKテレビ放送開始30周年記念番組として1984年4月から1年放送され、その平均視聴率は52.6％、最高視聴率は62.9％であり、海外でも約70もの国や地域で放送された、世界的にも有名なドラマである。

脚本は長寿番組「渡る世間は鬼ばかり」でおなじみの橋田寿賀子。子供時代のおしんは小林綾子。父、母は、伊東四朗と泉ピン子である。ちなみにナレーションは青森県弘前市出身の奈良岡朋子だ。

今回の田んぼアートでは、おしんが奉公へ出る朝、極寒の最上川を筏で下っていくおしんに“かあちゃん”と“とおちゃん”が今生の別れを惜しむ名シーンが描かれたのだ。

【以下ネタバレ】

小作の娘として山形の山村で生まれたおしん。そこでの生活は、自ら作った米も満足に口にすることができず、“大根めし”を日々食べる暮らしぶりであった。それでもおしんは貧しいとは思わなかった。贅沢を知らずに暮らしてきたこともあるが、なによりも家族の愛があったからだ。しかし「貧しさ」は容赦なく襲ってくる。不作が続き、大家族であるおしんの家にはもう食べるものも底をついてしまう。家族を想い、ついにおしんは奉公に出る決心をした。この時おしんは6歳。まだ小学校に入る前であった…（ネタバレ終わり）

■田舎館村田んぼアート

今や全国的となった田んぼアート。各地で様々に行われているようだが、やはり元祖は青森県田舎館村であろう。平成5年から村おこしとしてスタートし、今年で27回目を迎えた。

田舎館村の田んぼアートでは7色11種類の稲を使用する。これらの稲を植えるためには田んぼに「下絵」が必要である。

遠近法を用いた設計図データをもとに、測量機器で水田に点となる細い木の棒を刺していき、その棒同士をビニールテープで結んでいくことで絵の輪郭線が出来上がる。これが苗を植えていくための下絵となるのだ。

■昨年は「文字」→ 今年は「絵」

青森会弘前支部を中心とした土地家屋調査士による田んぼアートの「下絵」のお手伝い。昨年に引き続き2回目となる。

昨年の田んぼアートは「ローマの休日」がテーマであったが、この時我々が下絵を担当したのは、絵画の下に描かれる「文字」の部分であった。

しかし今年のテーマ「おしん」では、「とおちゃん」「かあちゃん」の髪、顔、背景の下絵を手伝わせていただくことができ、「アート」に関われる喜びが増した。

そして迎えた令和元年5月20日月曜日、晴天。弘前支部13名及び隣りの五所川原支部3名の計16名が田舎館村役場に集結し、1チーム4人の4体制で下絵作業に臨んだ。

朝8時半。1年ぶりに田んぼへ足を踏み入れる。「ひゃっ」とする感触が懐かしい。初めての者は転ばぬよう、やはり慎重だ。2回目の者は慣れているのかどんどん足を運び、作業がはかどっている。全体的に手際がよい。昨年は初めてだったこともあり、測量機械側の者とのやり取りもおぼつかなかったが、これもスムーズだ。

しかし、昨年とは勝手が違うことがある。今作業している箇所が、どんな模様になるのかイメージしづらいのである。

文字の場合は、実際にビニールテープで輪郭が描かれていくと、何の文字かその場で把握できる。

しかし絵の場合は、遠近法を用いているため、展望台から見ればきちんとした絵に見えるのだが、作業箇所では「ぐちゃぐちゃ」に見え、何の絵か把握しづらい。それゆえ、設計図をその都度確認しながら、ビニールテープを結んでいくのである。

それでも昨年と比べてペースが速い。昼休みを挟んで行った下絵作業は予定よりも1時間も早い午後4時に終えたのだった。

集合写真（4階展望デッキにて）

田舎館村田んぼアートはこれまで主に村役場の職員のほとんどが「下絵」作業をしている。また地元の高校生たちも協力しているそうだ。将来、土地家屋調査士が高校生たちと共に「下絵」作業してもいいかもしれない。土地家屋調査士を間近で見てもらえ、知ってもらえそうだ。この中から将来の土地家屋調査士が誕生すれば、この上ない。いろいろ可能性のある活動である。

来年、土地家屋調査士制度制定70周年を迎える。今後も朝ドラのように、永く、そして質の高い調査士が実り、国民の皆様方が満足していただけるよう、おなかいっぱいにさせ続けたい。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 69

愛知会　『愛知会のマスコットキャラクター』

愛知県土地家屋調査士会　広報部長　藏座（ぞうざ）　卓也（たくや）

人々に幸せを与えてくれると考えられている、人・もの・動物のキャラクターがマスコットキャラクターという存在です。世界中で様々なマスコットキャラクターがいます。有名なマスコットキャラクターは熊本県の「くまモン」、不二家の「ペコちゃん」、アイスの「ガリガリ君」などがいます。また、来年の東京オリンピックのマスコットキャラクター「ミライトワ」と「ソメイティ」が東京2020オリンピック、パラリンピックで活躍をして人々に幸せを届けてくれるでしょう。

全国の土地家屋調査士会では新潟会の「トうキくん」、東京会の「エコゾウ＆トッチ」大阪会の「トーキくん」、三重会の「測っ虎」（はかっとら）、広島会の「しらべ君」などが各会のホームページに載っています。全国50会に愛知会を含めて6キャラクターと連合会のマスコットキャラクターの「地識（ちしき）くん」のキャラクターが各地で生まれ広報活動をしています（この他にも他会にマスコットキャラクターがいましたらすみません。）。

愛知会のマスコットキャラクターの紹介

・知識・知見の「きょうかい君」平成21年誕生
知識・知見に基づいた正確な位置に境界杭を設置する土地家屋調査士の男の子です！…でも、杭です。真面目で打たれ強く、正義の心を持っています。落ち着きがあり、大切なものを守る力強さを秘めています。ちょっと頑固な面も…。杭ですから。

・愛情と思いやりの「あいちゃん」平成24年誕生
おおらかで、友好的。愛情と思いやりに満ちた、とても優しい女の子です。お隣同士の信頼関係を築いて、境界にまつわる争い事のない世の中にしたいと願っています。

マスコットキャラクターの誕生について

愛知会では境界シンポジウムを定期的に行っています。平成21年に開催した第15回のシンポジウムの際に会場で子どもたちを迎えようと作製したのが初代「きょうかい君」でした。素材は段ボールでお世辞にも格好は良くないし可愛くもなかったようです。使用していくうちに、ところどころ破けたり、ほつれたりしてギリギリで使用できるぐらいだったようです。本番では子どもたちが怖がらないか、ドン引きしないだろうか心配だったそうですが、意外に子どもたちに取り囲まれ、人気者になったようです。そして、ゆるキャラブームに乗っていこうと着ぐるみ作製に取り掛かり、初代を踏襲する形で夏の暑さにも耐えられるバルーン型の着ぐるみを作製しました。予算の関係と1体作成するよりも2体あれば、いろいろと対応できるということで「あいちゃん」が誕生しました。その後、毎年ゆるキャラグランプリにエントリーをして頑張ってくれています。順位はあまり振るいませんが、しっかりと全国に存在感を示しています。

最近では法務省の「こども霞が関見学デー」に参加したり、各地のイベントにも参加をしています。ゆるキャラ全体は少し人気が下がってきましたが、マスコットキャラクターとして今後も活動していきたいと思っています。また、他会の皆様のイベントにも出動可能ですので、是非お声掛けください。

初代きょうかい君

現在のきょうかい君

現在のあいちゃん

法務省「こども霞が関見学デー」に参加

鹿児島会　『鹿児島刑務所講師派遣について』

鹿児島県土地家屋調査士会　　又木　秀幸

鹿児島県土地家屋調査士会では、2年前から鹿児島刑務所測量科への講師派遣依頼を受け、私を含めた3名で対応しています。今回はそのことを紹介いたします。

そもそも測量科とは刑務作業の職業訓練に当たり、地元の第一工業大学の先生がこちらの講師も担当していましたが、諸事情により講師不在となったのが3年前になります。後任探しの中で地元の会員(講師の一人である徳澄会員)に声が掛かりました。理事会にて私が現状を視察することになり、機材や内容を見ると古いなりに機材もそろっており、インターネットは使えないもののノートパソコンもそろっていました。

今までの講習は座学のみであったため、私から実技を含めた講習を行うことと、座学と実技を1か月に1回ずつ午前中3時間で講師をすることを提案し、現在まで続けています。

生徒は1年目が5人、2年目が2人でした。人数が少ないと思われるでしょうが、当初の打合せでは、鹿児島刑務所の生徒受入れ人数は6人までとの説明でした。受講生は全国の模範囚の中から希望者に数学などの適性検査を行い、一定の基準に達した者から選別されています。そのため人数が絞られることと、今後は実技講習も行うとなると更にこれ以上の人数は難しいとの回答でした。当初はよく理解できませんでしたが、実技講師を担当し作業を進めていくにつれ理由が分かりました。

刑務所という空間はよく映画や書籍で目にすることがありますが、下記のような独特のルールがあります。

①講師が入場すると、2名の刑務官が先頭と最後尾になって進みます。刑務官が1名の場合は最後尾です。
②途中で受刑者と遭遇すると受刑者は作業を中止し背中を向けます。
③運動場などのスペースはありますが、解放されているスペースを利用するのはできませんでした。そのため場内に基準点を設置するためのGPS測量は選点・観測に苦労しました。
④直接水準測量では伸縮標尺(5 m)を利用していま

す。きちんとした3ｍ標尺を購入要望する予定でしたが、作業中に塀上の電極に当たる可能性があり、当たった場合業務妨害で講習自体が継続できなくなる恐れがあることが分かり、2ｍの長さまで伸ばして作業を行っています。

⑤屋外での作業は、講師・受刑者全ての目視把握ができるよう常にそれなりの刑務官が配置されます。

⑥場内で走ることは禁止です。

この他にも細かくルールがあり、2年講師をやらせていただいてようやく全体が把握できました。

私は2年間実技講師を担当しましたが、全く知識のない人に技術を教えるということは本当に難しいと日々感じましたし、受講当初は反応の薄かった受講者が興味を持っていく様は非常にやりがいを感じました。今年度から実技担当は私に代わり、当会会長も務めました谷口会員に引き継ぎました。受講者の測量士補試験合格に少しでも貢献できるよう当会では引き続き支援していきます。

次に、座学を担当している藤田会員からこの取組を紹介させていただきます。

鹿児島県土地家屋調査士会　　藤田　勝一

昨年までは『錦江技能訓練所 測量科』でしたが、『姶良職業能力訓練センター 測量科』と今年改名され、当該教室の新しい名称になりました。従来の「錦江」は鹿児島の錦江湾から、今の「姶良」は姶良郡から引用された名称で、刑務所が所在する地域の名称を付して地域に根ざした刑務所環境に取り組んでいるとのことです。

5月に測量士補試験があり、7月に合格発表がされます。その後8月から教室が始まり、翌年5月までが教育期間で座学は月1日の10日間しか講義ができません。試験に受からせるにはどうしたらよいだろうかと悩みます。

一日午前中3時間の講義内容は広く浅くしか教えられませんが、重要な箇所は十分に深く教えるようにしています。身が入ると30分オーバーしてしまったりして時間厳守の昼食時間に大慌てすることもあります。

一般的には隣同士話し合ってディスカッションしながら勉強すると効率よく頭に入るのですが、刑務所内の彼らは私語が禁止されていますから、受講者同士の会話はできません。

受講者同士は勉強内容についても監視の許可なく語り合えば刑務所規則に抵触し違反すると授業を受けることができなくなるそうです。

2年間で一人脱落者がありましたが、原因は規則に違反した行為を行ったためだったそうです。この報告を聞いて、改めて彼らには自由がないことを知りました。

測量は土地家屋調査士が行う2次元の平面だけではなく、土木測量は3次元の立体であり曲線設置もあります。真北、磁北、偏差等は小生のパイロット経験から航空図を利用する航法を採り入れたり、トンネル工事経験からトンネル内の測量方法についてや、ダイナマイトを使った発破の掛け方について話をしたりしています。

よかったのかな、いけなかったのかな、と後から気になって担当刑務官にダイナマイトの掛け方について話をしてよかったのですかと確認する始末です。結果的には何を言ってもよいとのことでした。

出所したら先生のところで働かせてくれませんか？と言ってきた受講生がいました。

うちの事務所は仕事が少ないから給料が払えない、法務省から就職助成金等がいただければ来てもよいけどな？と返事しましたが、彼らは本当に良い奴らです。なぜここに入っているのか受講中の姿を見る限りは疑問に思えるほどです。

受講生の中には前職が不動産業や、建設業に従事していたり、土地家屋調査士の業務が分かっている者もいて土地家屋調査士を目指したいと考えている者もいます。

令和元年度の授業も8月から始まりました。本年受講生は4名です「この子らを一人たりとも漏らすまじ」の気概を持ってこの一年取り組もうと考える次第です。

会長レポート

REPORT

9月16日
～10月15日

9月

17日

法務大臣政務官就任挨拶の応対

法務大臣政務官に就任された宮崎政久衆議院議員にお会いしました。我々土地家屋調査士の活用を法務省の政策に生かしていただけるよう情報交換させていただきました。

18日

法務省民事局民事第二課との打合せ（土地家屋調査士法の一部改正に伴う省令（土地家屋調査士法施行規則）案について）

土地家屋調査士法施行規則改正について、連合会の要望と法務省の方針について議論いたしました。特に、将来の土地家屋調査士の自己研鑽についてお話させていただきました。

21日

山本達夫先生黄綬褒章受章を祝う会

山本達夫先生のお祝いに出席いたしました。単位会での会長が同期でもあり楽しい時間を過ごさせていただきました。お孫さんに囲まれて自らカラオケを歌われ、ほほえましく感じました。山本先生、徳島会の皆さん本当におめでとうございました。

24日

第7回法制審議会民法・不動産登記法部会

不動産登記制度に関しては、登記手続の簡略化、附属書類の閲覧制度の見直し、民法に関しては、共有制度の見直し、財産管理制度の見直しについて審議しました。土地家屋調査士業務に関連する場面も多く、実務者としての意見を申し上げました。

25日

日本司法書士会連合会との打合せ

執行部が代わり、初めて日本司法書士会連合会の皆さんとの顔合わせでした。今回のそれぞれの法改正に関わる対応について情報交換しました。懲戒事案、法人に関し話し合いました。その後、懇親を深め身近な資格者同士、今後の協力を約束いたしました。

26日

公益社団法人全日本不動産協会との打合せ

原嶋和利会長、中村裕昌専務理事、坊雅勝保証協会専務理事に会館にお越しいただいて、全日本不動産協会と初めて打合せをいたしました。土地家屋調査士業界と不動産業界の懸案など話し合い、今後、両業界のため、定期的な情報交換等をさせていただくこととなりました。

28日

笠原孝氏の黄綬褒章受章を祝う会

笠原孝先生は千葉、私は東京の会長、関東ブロックでもずっと一緒でした。お酒が大好きで、熱く語り皆さんから愛される笠原さん、祝う会も和やかで楽しい会となりました。笠原さん、千葉会の皆さんおめでとうございました。

10月

2日

衆議院議員塩崎恭久　第61回「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

塩崎恭久議員の明日を語る会に出席しました。厚生労働大臣であった方ですので、社会保障や人口問題などに関し報告いただきました。土地家屋調査士の将来についてもよろしくお願いいたします。

第6回正副会長会議

2日、3日

第4回常任理事会

新執行部となり4か月余り、これまでの会務執行の成果の検証と、これからの方針を議論し、全国会長会議では丁寧な説明をお願いいたしました。

4日

法務省民事局民事第二課地図企画官着任挨拶の応対

戸井琢也地図企画官が着任の挨拶のため会館へお見えになりました。直近の連合会の様子や私の考えなどお話させていただきました。十分な意思疎通と情報共有をお願いいたしました。

7日

法務省民事局民事第二課との打合せ（第8回法制審議会民法・不動産登記法部会について）

民事第二課の担当官から、8日の法制審議会の議論の要点を説明いただきました。

8日

第8回法制審議会民法・不動産登記法部会

民法に関し、遺産分割の見直し、財産管理の見直し、遺言に関する見直し、不動産登記制度に関し、相続登記・登記名義人の情報の更新について審議いたしました。情報の取得の面では、表示に関する登記と権利の登記の連携をお願いいたしました。

8日、9日

第1回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

全国会長会議の進行について、徳島会西岡健司会長に出席をいただき確認、協議いたしました。

9日

臨時理事会

連合会が開催する来年度の新人研修、調査・測量実施要領に関する委員会の設置について審議いたしました。

9日、10日

第1回全国会長会議

執行部として、4か月余りですが、この間の報告と、今後の会務運営について会長の皆さんに報告させていただき、ご意見ご要望をいただきました。全理事一丸となって頑張っていることをお話させていただき、会長の皆様からは激励の言葉をいただきました。より一層やる気が湧いてきました。

10日

第3回監査会

監事の皆さんに、これまでの各部の具体的な会務執行の報告と業務監査をしていただきました。監事の皆さんからも激励とともに、これからの会務執行も慎重さとスピード感をもって成果を上げるよう指示いただきました。

11日

河井克行法務大臣への表敬訪問

法務大臣に就任された河井克行衆議院議員に表敬訪問させていただきました。土地家屋調査士への激励をいただきました。

広報キャラクター「地識（ちしき）くん」

会務日誌　9月16日～10月15日

9月

17日、18日

第3回広報部会(全体会議)
＜協議事項＞
1　マスメディアに向けた広報活動について
2　動画コンテンツの作成について
3　ウェブコンテンツの作成について
4　各種イベントの調査について
5　パンフレット・チラシ増刷について
6　特設ページでのプレゼント企画の当選者について
7　社会貢献事業としての活動について
8　受験者の拡大に向けた活動について
9　土地家屋調査士白書の作成について
10　寄附講座に関する意見交換会の実施内容等について
11　広報素材の共有について
12　会報の編集及び発行に関する事項について
13　制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
14　連合会ウェブサイトについて

第1回日調連関係規則等整備PT会議

18日、19日

第3回総務部会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士法の改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの改正について
2　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正について
3　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の対応について
4　日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の改正について
5　令和元年度第1回全国会長会議の運営等について
6　全国会長会議において土地家屋調査士会に交付する助成金について
7　登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和元年追加)について
8　総務部において検討している事項について
9　土地家屋調査士会等からの照会対応について
10　令和2年度総務部事業計画(案)について

19日、20日

第3回研修部会
＜協議事項＞
1　令和2年度土地家屋調査士新人研修について
2　年次研修について
3　講師団名簿の作成について
4　研修インフォメーションについて
5　CPD管理システムについて
6　会員必携の補訂について
7　特別研修について
8　研修講師との契約について
9　令和2年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の作成方針について

20日

第3回特別研修運営委員会
＜協議事項＞
1　今期における委員の役割分担について
2　第15回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
3　第16回以降の土地家屋調査士特別研修について
4　特別研修の講師との書面契約について
5　令和2年度特別研修運営委員会事業計画(案)について

24日

第1回オンライン登記推進室会議
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略(調査士報告方式)に係る取扱いについて

25日

第2回業務部会
＜協議事項＞
1　令和元年度業務部事業計画における各事業項目について
2　令和2年度事業計画の展開について
3　調査士カルテMapに関する事項について
4　各種会議の資料に関する事項について

25日、26日

第2回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

26日

第3回社会事業部会
＜協議事項＞
1　公共嘱託登記の環境整備に関する事項について
2　地図の作成及び整備等に関する事項について

3　土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項について
4　土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項について
5　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項について
6　民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について
7　土地家屋調査士の司法参加に関する事項について
8　筆界特定制度に関する事項について
9　大規模災害からの復興支援と防災体制の強化について
10 eラーニングコンテンツの作成について

30日、10月1日

第1回日調連ADRセンター会議
＜協議事項＞
1　筆界特定制度と土地家屋調査士会ADR制度との連携について
2　日本司法支援センター（法テラス）本部との連携、関係機関データベースの整理を行うことについて
3　全国50会においてスカイプ、テレビ会議を用いた遠隔地間調停、相談の実施を検討することについて
4　取り扱う紛争の範囲を拡大、弁護士からの助言の受け方、高齢者、障害者、外国人への支援を拡大することについて
5　1～4を行うことによる規則（案）の作成について
6　運営報告書の改訂（統計資料の充実）について
7　認証に関する連合会方針を示すことについて
8　ADRセンターの将来像をグランドデザインに明記することについて
9　オンライン調停、相談のパイロット会をお願いすることについて
10 社会福祉協議会、警察庁との連携を模索することについて

10月

2日

第6回正副会長会議
＜協議事項＞
1　令和元年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

2日、3日

第4回常任理事会
＜審議事項＞
1　令和2年度土地家屋調査士新人研修の会場施設への申込手続について
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士法の一部改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデル等の改正について
2　役員選任に関する検討特別委員会の諮問事項について
3　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の対応について
4　日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正（案）について
5　土地家屋調査士執務規程の新設（案）について
6　令和2年度土地家屋調査士新人研修について
7　年次研修について
8　講師団名簿の作成について
9　『境界紛争ゼロ宣言‼』の今後の取扱いについて
10 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
11 土地家屋調査士会ADRセンター運営報告書の一部改訂について
12 令和元年度第1回全国会長会議の運営等について

4日

研究所　研究テーマ「最新技術」会議
＜協議事項＞
1　研究テーマ「最新技術に関する研究」について

9日

臨時理事会
臨時理事会における業務執行状況の監査

9日、10日

第1回全国会長会議
1　会務報告総括・施政方針
2　各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明
3　連合会が取り組んでいる事項等の説明
(1) 土地家屋調査士法の一部改正に伴う日本土地家屋調査士会連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの改正について
(2) 日本土地家屋調査士会連合会役員選任の在り方について
(3) 土地家屋調査士職務規程の新設について
(4) 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
(5) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

第1回全国会長会議における業務執行状況の監査

10日

第3回監査会

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます！

所得補償保険がお役に立ちます！

測量機器総合保険
（動産総合保険）がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店>　**有限会社　桐栄サービス　TEL.03(5282)5166**
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号　土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社>　**三井住友海上火災保険株式会社　TEL.03(3259)6692**
〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台3-11-1　広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限　2020年4月1日

セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年) 10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にのっとって手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人では、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html)

1　有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。

② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。

③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2　新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト(https://www.chosashi.or.jp/members/repository/)からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3　留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年9月2日付

埼玉	2690	五十嵐英之
兵庫	2524	吉谷　篤郎
滋賀	459	北浦　広大
岐阜	1302	二村　結城
富山	529	山村　尚吾
富山	530	窪野　良城
大分	847	諫山　信輔
鹿児島	1105	宮ノ内正志
岩手	1168	板屋　順治

令和元年9月10日付

東京	8123	山中　伸洋
栃木	945	本間　美帆
長野	2610	丸山　昌幹
新潟	2230	川越　　誠
大阪	3368	岡野　昌治
福岡	2345	秀島　昌孝
福岡	2346	鳥越　貴夫

令和元年9月20日付

東京	8124	森田　　明
埼玉	2692	山口　基治
埼玉	2693	堀口雄一朗
茨城	1478	宮河　伸悟
愛知	3013	佐藤　暢高

登録取消し者

令和元年6月27日付

宮崎	619	佐藤　満穂

令和元年6月28日付

沖縄	232	大城　幸一

令和元年7月9日付

静岡	1217	鈴木　　保

令和元年7月14日付

福岡	1980	吉永　賢治

令和元年7月18日付

神奈川	1682	石川　公章

令和元年8月5日付

東京	1785	川面　泰孝

令和元年8月15日付

福岡	1860	石井　久雄

令和元年8月22日付

岩手	873	浅沼　　勉

令和元年8月26日付

愛知	2094	内藤　遊水

令和元年8月27日付

愛媛	600	平野　誠治

令和元年9月2日付

東京	7993	百田　　徹
千葉	1635	吉楯　宏幸
大阪	2075	東　　年幸
釧路	337	進藤　正博

令和元年9月10日付

神奈川	1860	小塚　新平
埼玉	1342	河野　武雄
兵庫	1203	関　　武晟
奈良	275	伊川　英樹
福岡	1274	杉谷　　茂
福岡	1802	荒木　伸治
長崎	781	中川雄一朗
宮城	912	小山　和志

令和元年9月20日付

東京	6051	村上　健一
東京	6491	会田　則雄
神奈川	1605	井上　岩好
神奈川	1789	村澤　寛英
神奈川	2280	桐島　孝好
神奈川	2381	木村　正己
埼玉	1014	田口　昭一
埼玉	1641	目黒　碩雄
埼玉	2274	林　　昌充
埼玉	2615	轟　　勝寛
長野	2413	坂上　隆人
大阪	1692	友田　和雄
愛知	2294	石本　省悟
広島	1506	新開　正裕
佐賀	385	直塚　　一
佐賀	425	原武　宏康
熊本	1023	山下　浩一
鹿児島	774	井上　敏郎

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年9月2日付

静岡	1753	渡瀬　誠人

令和元年9月10日付

岡山	1378	髙木伸一郎

日本土地家屋調査士会連合会 提供

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！

土地家屋調査士　調査情報保全活用

調査士カルテMap

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき 地図印刷！

地図上で事件簿 管理ができます！

SIMA図示や 多彩な地図検索！

調査情報 登録・管理

情報活用

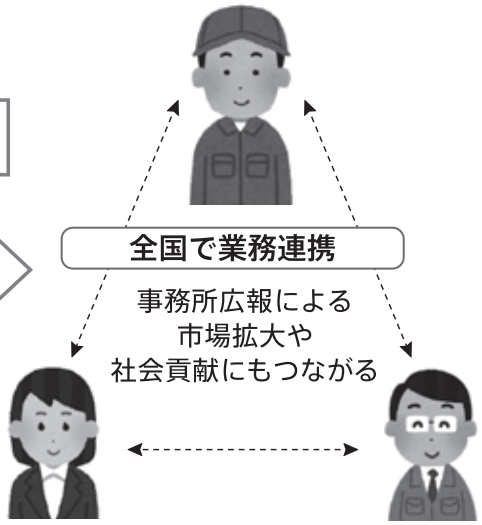

情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

全国閲覧可

負担月額 **3,000円**(税別)

＼まずはご登録を！／
◁ **お申し込み月の月末まで無料期間**

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Webサイト「会員の広場」へ

【お申し込み】

①連合会 Web サイトへアクセス
②会員の広場へログイン
③土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテMap」

【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会 開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の ご相談受付中！

無料
ゼンリンから
講師派遣します

●詳しくはお問合せください➔ **mail:kartemap@zenrin.co.jp**

全国のブロック協議会の研修と全公連の広報活動

当協議会の本年度の事業計画の一つに「広報活動の充実」があります。

公共嘱託登記制度の充実・発展と業務処理の適正な実施には、社員が一丸となって取り組むことが必須であるとの見解から、全公連はもとよりブロック協議会や全国の各協会の活動収集及び共有化を図れるよう、多様な情報の収集及び提供に向け模索しております。

例えばブロック協議会において実施している研修会については、全国のブロック協議会から研修内容を報告してもらい、各協会を経由して社員に公開しておりますが、近年の研修としては、「所有者不明土地問題を考える」、「公益法人における役員の義務と責任」、「情報セキュリティー」等を演題とし、学識者、専門家を講師にお招きした研修内容を紹介しております。

また、全公連では、榊原会長の執行体制となった平成29年度から広報委員会を設置いたしました。これまでの広報委員会の活動といたしましては、全国の協会社員に向け「全公連だより」と、官公署の皆様に公嘱協会の活動内容を紹介するための冊子「公嘱協会」を発刊しております。

「全公連だより」の主な掲載内容として、以下を含め、学術顧問の先生方から公嘱協会に向けてのご提案や土地家屋調査士向けのコラム等の掲載をしております。

・全公連の研修会案内や会務報告及び会議予定
・各ブロック協議会の研修会報告
・全国の公嘱協会紹介
・災害協定を締結していただいた企業様からのご提案

また、冊子「公嘱協会」においては、全協会の紹介を中心に以下を掲載しております。

・法定事業の登記手続の紹介をはじめ、不動産登記法第14条第1項地図作成作業や東日本大震災の震災復興事業などの紹介
・各協会及び関係企業と締結した災害時支援協定の紹介
・学術顧問の先生方からの公嘱協会へのご提案や土地家屋調査士向けのコラム等

本紙『土地家屋調査士』の「公嘱協会情報」は、全会員宛てに配布されていることからも全公連において重要な広報活動の場となっているため、この場を設けていただくことにいつも感謝しております。

今後も「全公連だより」や冊子「公嘱協会」の発刊により、各協会、各ブロック協議会及び全公連との連携を深め、更なる公共嘱託登記制度の充実と活動の一助となればと思っております。

（全公連広報委員長（理事）　吉村秀一）

会議経過及び会議予定

10月7日	第2回監査会
10月8日	第5回理事会
11月11～12日	第2回研修会
11月12日	楠教授との勉強会
12月12～13日	第6回正副会長会議
令和2年	
1月15日	令和2年新年賀詞交歓会
1月15～16日	第7回正副会長会議
2月12～13日	第6回理事会
2月13～14日	全国理事長会議

ちょうさし俳壇

第414回

「赤い羽根」　深谷健吾

鳩胸の高きに揺れて赤い羽根
せせらぎの真白き流れ谷紅葉
船宿へ急ぐ湖北の秋の暮
五十年振りの再会古酒酌めり

当季雑詠　深谷健吾選

新米や一汁一菜あれば足る　**茨城　島田　操**
敬老会みな穏やかな顔ばかり
庭風が頁をめくる曝書かな
ことさらに老いに厳しき残暑かな

語りたき友は泉下へ月白し　**茨城　中原ひそむ**
老いて知る生きる侘しさ虫の夜
甚平で計る血圧異状なし
画廊出で十字路よりの雲の峰

観光の客をもてなす新走り　**岐阜　堀越　貞有**
金秋や黄金色なる輪中村
水澄みて流れ静かな上高地
夕日浴び染むる箱根の芒原

山門をくぐる静けさ野菊咲く　**山形　柏屋　敏秋**
恙なく暮らして拝む秋夕焼
露天湯に先客のあり昼の月
孫生れて月の兎と祝ひ酒

今月の作品から　深谷健吾

庭風が頁をめくる曝書かな　**島田　操**

「曝書」とは、夏の季語「虫干」の傍題。梅雨が終わってから、土用の晴天を選んで衣類・書画・調度などを、黴や虫害を防ぐために陰干しにして外気に触れさせることをいう。風入れと呼んで寺社では、年一回宝物類の土用干しをしながら展覧させることもある。曝書とは書画・書籍などのときにいう。提句は、縁側で曝書をしている光景での一句か。庭よりの風が書籍のページをめくるとは。偶然の一致か。「曝書」という難解な季語を使い、俳諧味のある一句に仕立て上げるとは。作者の鋭い観察力・眼力に敬服の一句である。

画廊出で十字路よりの雲の峰　**中原ひそむ**

「雲の峰」は、夏の季語。巨大なかたまりが峰のように盛り上がってくる雲。気象学でいう積乱雲か雄大な積雲で、夏空に急に出現して雷を起こし夕立を降らせる雷雲や夕立雲になることが多い。峰の頂きは太陽に白く輝くが、底は黒ずみ暗く威圧するように空に伸びる。地面の暑熱が急速な上昇気流を引き起こすためである。この句のポイントは画廊と雲の峰の取り合わせである。即ち画廊の静と雲の峰の動との対比の妙である。高原の十字路より眺める雄大な四方の情景を活写した佳句である。

観光の客をもてなす新走り　**堀越　貞有**

「新走り」とは、秋の季語「新酒」の傍題。その年に収穫された米で醸造された酒のこと。現在では濁酒以外には寒造といって年内に醸造される清酒はない。昔は自家製として新米をすぐに醸造したので今年酒・新走りなどと呼ばれ俳句では今でも秋の季語。提句は外国人観光客の人気スポットである飛騨高山での一句か。一番人気が新酒即ち新走りの試飲会。一月中旬から三月上旬にかけて造り酒屋が一週間交代で行う「酒蔵めぐり」が好評である。日本人の「もてなし」の心を季語の「新走り」の擬人化により見事な一句となった。

孫生れて月の兎と祝ひ酒　**柏屋　敏秋**

「月」は秋の季語。月は四季それぞれの趣があるが、そのさやけさは秋にきわまるので、単に月といえば秋の月をさす。傍題には・二日月・夕月・月夜・月光・月明・月影・月白など多数。「月の兎」は「月に兎がいる」という伝承にまつわる伝説。又、月の影の模様が兎に見え、日本では餅をついている姿とされている。餅搗きと望月をかけたとも言われている。提句は、望月即ち名月を眺めながら、お孫さんの誕生に月見の祝い酒で乾杯とは。何と幸せな人か。「月の兎」の擬人化法により俳諧味のある素敵な一句となった。

福井会

「君も士（さむらい）にならないか？ PART Ⅱ」

武生支部　岩坂　昭宏

『おたより』第175号

私の地元、越前市南越中学校からお招きをいただき、「人生の先輩に話を聞く会」の講師をしてまいりました。対象は2年生で、高校受験を1年後に控えたこの時期に、自身の希望や適性を知り、働く意義を学ぶことを目的としており、私以外では教師、消防士、介護士、保育士、美容師等といった様々な職業人が講師を務められました。

前半後半2回クールで、私のもとに参加した生徒はそれぞれ10人程でしたが、お決まりの、「土地家屋調査士って知っている人？」の質問には誰も手を挙げず（苦笑）でも、「聞いたことないから参加しました」という生徒さんもおられ、むしろ、もってこいのお客様とばかりに、まずは土地家屋調査士の何たるかをお話しさせていただきました。

簡単に不動産登記や境界確定の話をし、途中で公図の写しを4枚配って「ここはどこでしょうクイズ」。その4枚は実は隣接字であり、かつて数十筆の田であった場所なのですが、その4枚を合成して敷地を形成していることを伝えてもなかなかピンときません。最後に空中写真との重ね図を見せて、初めて自分が今いる南越中学校と理解した時の「お～！」という声は快感でした。土地家屋調査士ならば、今はグラウンドのど真ん中にあるはずの小さな田んぼの形状を復元可能であることを説明し、同時に境界問題を扱う専門家であることを伝えました。

そして、後半は士業という職種について話をし、「知識と技術という刀をもって依頼人に応え、幸せになるお手伝いをする誇り高き士（さむらい）」であり、高度な職業倫理に縛られていること、仕事の厳しさや喜びについて話し、最後は自身の人生観と、君たちの未来に期待しますと言う言葉で締めくくりました。

その後の質問タイムでは「仕事をしていて嬉しかったこと」、「一番難しいと感じること」等の質問を受けたので、「依頼人に感謝されたこと」、「土地家屋調査士といっても、最終的には人が相手の仕事であること」と答え、それはあらゆる職業に共通のものであると伝え、講義を終えました。

生徒に伝えるために、自分なりに一生懸命言葉をかみ砕いて話しましたが、結果自身の仕事や生き様を振り返ることにもなり、自分自身にとっても有意義な経験になったと思います。後日、担当の先生が生徒さんたちの感想文をお持ちくださいました。謎の職業のおっさんの拙い話にも関わらず、皆さん感謝の言葉を連ねてくださり恐縮です。そしてそんな中、いました！今年も一人、「土地家屋調査士の話を聞いて、この仕事をやってみたいと心から初めて思いました。僕の将来の夢候補1番目です。」…ありがたいことですね。前回もそんな子がいましたが、あまりに近所だったので「今のうちにつぶしておくか（嘘）」と冗談で書きましたが（笑）、受験者が減る一方の現状では、ただ嬉しい限りです。本当に彼が受験しデビューするとしたら何年後だろう、その時土地家屋調査士はどんな姿に変貌しているのだろう…会員の未来に加え、これから土地家屋調査士を目指す若者たちの未来も考えていかねばならないと、心新たに思いました。

どうか、明日の若者たちの未来に栄光あれ。

秋田会

「秋田境界ADR相談室について」

秋田境界ADR相談室長　傳農　一夫

『あきた』第155号

平成22年9月に秋田境界ADR相談室が設立されてから約8年4ヶ月経った平成31年1月24日、秋田県土地家屋調査士会が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づき、民間紛争解決手続の業務について法務大臣より第160号で認証されました。

私がADR相談室長に就任したのは、平成29年6月ですが、認証申請の準備は秋田弁護士会のご協力を頂き、平成26年度から始動しておりました。両会の運営委員の中から6名に認証準備委員となっていただき、規則類について協議を行い、法務省からの校閲を繰り返し、平成30年11月5日法務省大臣官房司法法制部審査監督課へ認証申請書等を提出しました。同年12月20日には土地家屋調査士会事務局で認証申請に関する法務省の現地調査があり、法務省大臣官房司法法制部より岡本第二係長、岡田法務専門官がお見えになりました。

質問事項は、提出している規則類の内容、組織体制、実際の運用等について、設備の状況については事務室のパソコン、受付場所、調停室、書類の保管場所、などを確認し、併せて写真撮影を行った後、終了しました。そして、平成31年1月24日に認証通知書が交付されました。

今回認証を取得したことのメリットは、認証を受けた業務(認証紛争解決手続の業務)の特例等、認証を受けた業務について、次のような法的効果に関する特例が設けられており、その手続の利用について、一定の要件の下にこれらの法的効果が生ずることとされています。(1)時効の中断(ADR法第25条)取得時効の期間が調停申立をすることにより一時停止する。(2)訴訟手続の中止(ADR法第26条)訴訟中の事案でも訴訟を中止して調停ができる。(3)調停の前置に関する特則(ADR法第27条)訴訟前に調停手続を行わなければならない規定がある場合の前置調停として認められる。その他にも総会資料に記載されています。

平成30年度は認証準備の他に種々会議があり、8月30日には法務局の筆界特定制度との連携の打ち合わせ、10月12日には秋田地方法務局職員へ土地家屋調査士ADR制度の説明をしました。この件は法務局からの要望で実施したものですが、法務局と土地家屋調査士会がお互いの制度について理解し合える機会になったと思います。また、10月15日は秋田県司法書士会より研修会の講師を依頼され、秋田境界ADR相談室について説明してきましたが、ADR相談室を宣伝する良い機会になったと思います。

弁護士会の運営委員、土地家屋調査士会の運営委員には、何度も運営委員会を行い、ご協力頂き認証に至ったことに、心より感謝します。

こうして認証されたことで、これから様々な責任が生じて参りますが、皆様方のご指導、ご鞭撻を頂戴しながら運営して行きたいと思いますので、よろしくお願いします。この様に土地家屋調査士の業務にADR相談室が境界の問題解決の一助になり、5年後、10年後には、県民にも浸透していくことを期待しています。

釧路会

「土地家屋調査士とは？という永遠のテーマ」

釧路支部長　岩浅　圭一

『くしろ』第116号

平成14年に開業し、初めてお会いした方たちに土地家屋調査士さんなのですね。と言われた経験はほぼありません。それほど知名度のない資格者であるということでしょう。おそらくほとんどの土地家屋調査士の皆さんも同様の状況ではないでしょうか。もちろんメリットもデメリットもあるとは思います。知名度はなくとも業務はあるわけで、それなりの報酬をいただいて事務所を継続経営していけているのが現状です。知名度が下がるということもなく、安定して知名度がない資格であるのに試験の難易度は高く、ステータスもそこそこあるという良くも悪くも意味不明な資格であるように思える。

業務を行っていくメリットとしては、私のように地方で事務所を経営している場合だと、事務所同士が競合するという考えがほとんどないということです。北海道のように北海道の総人口から考える土地家屋調査士1人あたりの人口は約11,000人であり、全国平均の約倍となっているためある程度の収入は見込める状況となっています。また、特に昨今は農村振興や担い手対策、農業経営の大規模化、国際的競争力強化と国策による農業や周辺地域への各種補助事業等によって酪農舎や農業従事者住宅および従業員宿舎の建設等、我々土地家屋調査士にとっては多くのビジネスチャンスに恵まれており、ありがたいことに毎日忙しい日々を過ごさせていただいております。

メリットの反対側にはもちろんデメリットも存在しておりまして、知名度がないということは土地家屋調査士のなり手も減少してくと言うことです。まさしくここ10数年、受験者数の減少には歯止めがかからず人口減少の自然減があるとはいえ、それ以上に減少しているように思えます。また、そうなると会員減少も進み私が支部長を務めている釧路調査士会釧路支部では現在、ここ10年の入会者は1名のみ、会員の平均年齢は68才(十勝支部60才、オホーツク支部64才)となっています。釧路土地家屋調査士会3支部中第1位の平均年齢である釧路支部は今年度、大幅に支部役員数を減らしましたが、それでも、本会である釧路土地家屋調査士会に役員を十分に送り込めない実情があります。我々資格者だけでなくとも少子高齢化、人口減少が進んでいく中、どのように土地家屋調査士という資格の魅力ややりがいを、若い世代に伝えていくことができるかを今まで以上に考えていかなければならにように感じています。

ここ数年間、若い補助者を採用しようと募集をしておりましたが、なんとか今月より補助者として20代の青年を採用することができました。今回、初めての試みとして、少し変則的な採用方法をとっておりますので紹介させていただきます。私の事務所がある地域の小学校は全校生徒100名ほどの学校であり、酪農を営む家庭が半数であります。そのため地域の少年野球チームの指導者を探すのに苦労をしておりました。そこで、今回採用した補助者は週に数回事務所を早退して、少年野球チームのコーチをしてもらうという勤務形態です。本人は野球が好きで、私と同じ社会人野球チームに所属しております。お互いにメリットがあるということで、まったく別の業種から転職してくれました。このように様々な出会いの中で、間接的にでも土地家屋調査士を知っていただく機会を作ることができればいいと思っていますし、たとえ小さなことでもそれぞれが実行していくことが大切なのではないかと考えます。

編 集 後 記

この度発生しました「台風15号」及び「台風19号」によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧･復興をお祈り申し上げます。

One for all、All for one

会報「土地家屋調査士」には、毎号「広報キャラクター地識くん」が装いを変えて登場しております。勿論、本号にも登場しておりますが、前号のとあるページに登場する「地識くん」の装いを皆さん覚えていますか。そうです、会長レポートのページに登場するのはラグビーをする「地識くん」です。

先日まで第9回ラグビーワールドカップ2019が日本で開催されておりましたが、ラグビー日本代表をはじめ、世界各国のチームが数々の感動を与えてくれました。勝敗も大事ですが、チーム一丸となって貪欲にトライを取りにいく姿、また、それを阻む姿、全力でプレーする選手一人一人の真剣な表情に心を打たれました。まさに「One for all、All for one ～一人はみんなのために、みんなは一人のために～」ですね。

さて、前号より2回にわたり「第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催報告」を掲載しました。昨年同様7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として開催された活動状況を、各ブロック協議会から1会ずつ寄稿いただきました。頂いた貴重なご意見、ご感想を参考に次年度の広報事業の在り方を検討させていただきたいと存じます。広報部役員一同、ご協力いただきました全国の土地家屋調査士会、役員の皆様、並びに会員の皆様に心から感謝を申し上げます。

また、8月号より3回にわたり会長、副会長、理事並びに監事の就任挨拶、そして本号は新広報員の紹介を掲載させていただいております。私たち日調連役員もしっかりとスクラムを組んで、「One for all、All for one ～一人はみんなのために、みんなは一つの目的のために～」の精神で土地家屋調査士制度の充実・発展に向け、役員共々、全力で取り組んでまいります。改めまして、よろしくお願いいたします。

広報部理事　髙橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
(送料別)
(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者　会長　國吉　正和

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

広報キャラクター「地識くん」